

プラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書（条約）  
の策定に向けた政府間交渉委員会（INC）への取組みについて

2023年12月20日  
塩ビ工業・環境協会

2022年2月～3月にかけて行われた第5回国連環境総会（UNEA5-2）での決議に基づき、プラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書（条約）の策定に向けた政府間交渉委員会（INC）が設置されました。この委員会では、プラスチックの持続可能な生産と消費の促進、海洋環境におけるプラスチック汚染の削減のための国内外の協調的取組みの促進、国別行動計画の策定・実施・更新等について検討することとなっており、2022年の後半に協議が開始され、2024年末までの作業完了を目指すこととなっています。

- ✓ これまでの委員会で日本は、2040年までに追加的なプラ汚染を終わらせる、との目標を提案したほか、国内でのプラスチックの循環利用促進や環境への排出を抑制するシステムの構築、プラスチックの生産段階や廃棄物管理段階における取組み、流通・販売・消費段階での意識啓発やプラスチックの回収、再利用やリサイクルの促進の重要性等を主張しました。
- ✓ 一方、条約の義務として、科学的知見に基づく議論の重要性を認識しつつ、一次プラスチックポリマーの生産制限や、問題のある避けるプラスチック製品及び懸念のある化学物質やポリマーの使用の禁止、段階的禁止又は削減を求める意見を多くの国が主張しています。
- ✓ 2023年9月4日、国連環境計画（UNEP）は国際文書（条約）の草案（ゼロドラフト）を公開しました。本文書には、プラスチック生産の削減、ポリマーや懸念される化学物質の排除、短命かつ使用を回避できるプラスチックの排除、といった、国内化学産業のサプライチェーン全体に大きな影響を与えかねない内容も含まれています。
- ✓ 日本政府は、世界一律の生産規制ではなく各国の事情を踏まえて検討すべきであり、再利用やリサイクル、廃棄物管理について、各国は汚染問題の解決に向けて取組を向上させていくべきことや、科学的根拠に基づく対応が重要であり、既存の他条約との重複に留意すべきこと、などを主張しています。

- VECは、海洋ゴミ問題をはじめとするプラスチックによる汚染を深刻な問題と捉えており、プラスチック廃棄物の管理やリサイクル等に関する教育・啓発活動に取り組んでいます。
- INCにおいて科学的根拠に基づく冷静な議論がなされるよう、VECは、経産省・環境省・外務省等の監督官庁への情報提供を積極的に行うと共に、生産規制等の不当な扱いに到らないよう、他団体、企業とも連携して対応してまいります。
- 本トピックスでは、INCで議論されている内容のうち、ポリマーの生産や使用を制限する案に対するVECの考え方を簡単に紹介いたします。

以上

## 条約のコア部分に関するこれまでの議論と草案の内容（一部）

締約国の義務（案）	INC2（2023/5@フランス）での議論	2023/9 草案で公開された内容（一部；要約）
一次ポリマーの供給・需要・使用の削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プラスチック自体は汚染物質ではない、代替物質の利用可能性を考慮すべきといった指摘あり</li> <li>・世界全体及び国別の目標設定の必要性に支持が集まる一方、目標の設定自体を否定する国も</li> </ul>	締約国は、一次プラスチックポリマー（その原料及び前駆体を含む）の製造による人の健康又は環境への悪影響の可能性を防止し、緩和するために必要な措置を講じるものとする
問題があり、回避可能なプラスチックの禁止・段階的廃止・削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・何らかの禁止・段階的廃止・削減の検討は必要と多くの国が指摘する一方、特定製品の禁止による負の社会経済的影響（代替性）を考慮すべき、一定の例外措置が必要との指摘あり</li> <li>・措置対象の特定・優先順位付けの判断基準を明確化すべきとの意見が多数</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 締約国は、附属書に掲げるプラスチック製品（短寿命プラスチック製品及び使い捨てプラスチック製品を含む）の生産、販売、流通、輸入又は輸出を、これらの製品について指定された日以降行ってはならない</li> <li>2) 各締約国は、附属書に基づいて特定される、短命で使い捨てのプラスチック製品を含む、問題のある、回避可能なプラスチック製品の生産、販売、流通、輸入又は輸出を規制し、削減し、かつ、必要に応じて、許可しないために必要な措置をとるべきである</li> </ol>
懸念のある（化学物質及び）ポリマーの生産・消費・使用の禁止・段階的廃止・削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多くの国が検討の必要性に言及する一方、各国の事情の考慮や、規制の前提としてエビデンスに基づく判断やリスク評価を踏まえた明確な判断基準の必要性を強調する意見</li> <li>・持続可能な代替素材の活用を含め、イノベーション促進の重要性が強調された</li> <li>・バーゼル条約、ストックホルム条約はじめ既存の環境条約との重複排除の必要性が指摘された</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 各締約国は、附属書に掲げるプラスチック製品（使い捨てプラスチック製品を含む）の生産、販売、流通、輸入又は輸出を、指定された日以降行ってはならない</li> <li>2) 各締約国は、附属書に掲げるプラスチック製品の生産、販売、流通、輸出入を、同附属書に定める期間内に削減する</li> </ol>

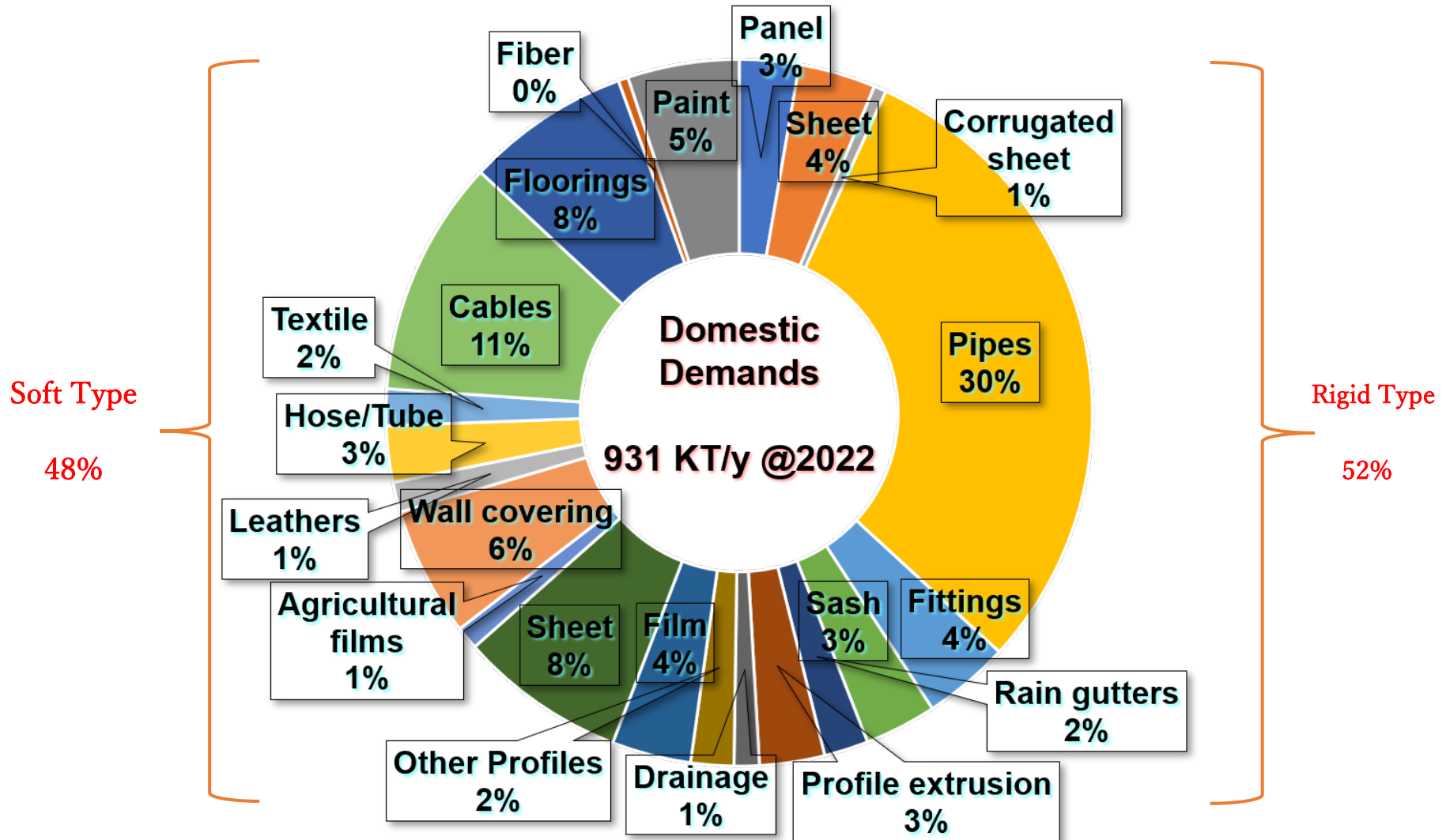
- INC2 においては、世界共通の目標を定めるまでの方向性が話し合われた中で意識の違いが明確に
- 草案とはいえ、プラスチックの生産や使用、輸出入を制限するとの方針が色濃く表れている

## INC3 (2023/11@ケニア)に先立ち VEC から国（関係省庁）に対して主張した内容

<p>過度に規制の範囲を広げることは、ターゲットを絞った解決手法から逸脱し、リソースが不足し、最終的な効果を低減させることにつながりかねず、環境への漏出の可能性が高い SUP 製品、プラスチック包装材、及び海洋ゴミ廃棄物に範囲を絞るべきである</p>	<p>PVC 製品は土木建設分野の用途が約 6 割、SUP 製品は他素材で置き換えられ、ラップフィルム、錠剤パッケージ、医療用途が残る程度 ⇒ Fig. 1, 2</p>
<p>多くのプラスチック製品は、環境面、社会面、経済面で社会にプラスの便益をもたらしており、ポリマーの生産や使用を制限することは、特にインフラ整備や衛生的な国民生活の実現を目指す新興国に不利益をもたらす</p>	<p>長寿命で軽量の PVC 上下水道管、灌がい用 PVC パイプ、PVC 電力管やケーブル、および錠剤パッケージ、血液・輸液バッグ等</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ PVC が「問題のある」プラスチックとして言及される理由に、「他のプラスチックのリサイクルを阻害する」ことが挙げられているが、これは分別を含む廃棄物管理の問題であり、分別された PVC はリサイクルしやすい素材であるという視点が欠けている</li> <li>・ 「回避可能」かどうかは、<b>経済性や LCA の観点での評価も求められ</b>、これらの観点を欠いた定義づけは望ましくない代替につながる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 長寿命製品が主体の PVC に由来する廃棄物は廃プラ全体のうち約 8.5%で、PVC のマテリアルリサイクル率は 29%である ⇒ Fig. 3, 4</li> <li>・ PVC 樹脂は他の汎用樹脂に比べて製造時の消費エネルギー、環境負荷が低い ⇒ Fig. 5</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本の PVC 産業は高度に管理され、世界最高水準の高品質の塩ビ樹脂を海外にも供給しており、日本製 PVC 樹脂の輸出が制限されれば、高品質の PVC 製品を使用したい振興国の製品価格を上昇させる</li> <li>・ また、日本製 PVC 樹脂の海外への供給が制限されることによって、PVC 生産が化学物質管理スキームや排出規制の脆弱な国に移行する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新興国の発展段階におけるインフラ整備には PVC 製品、特にパイプ、継手といった管材が必須である</li> </ul>

- “海洋環境におけるプラスチック汚染の削減” という当初の目的からプラスチックそのものの規制に拡大？
- VEC は健康と福祉 (SDG3)、清潔な水と衛生施設へのアクセス (SDG6)、持続可能な都市とコミュニティ (SDG11) など、国連の持続可能な開発目標を達成するための PVC の価値と重要性を強調

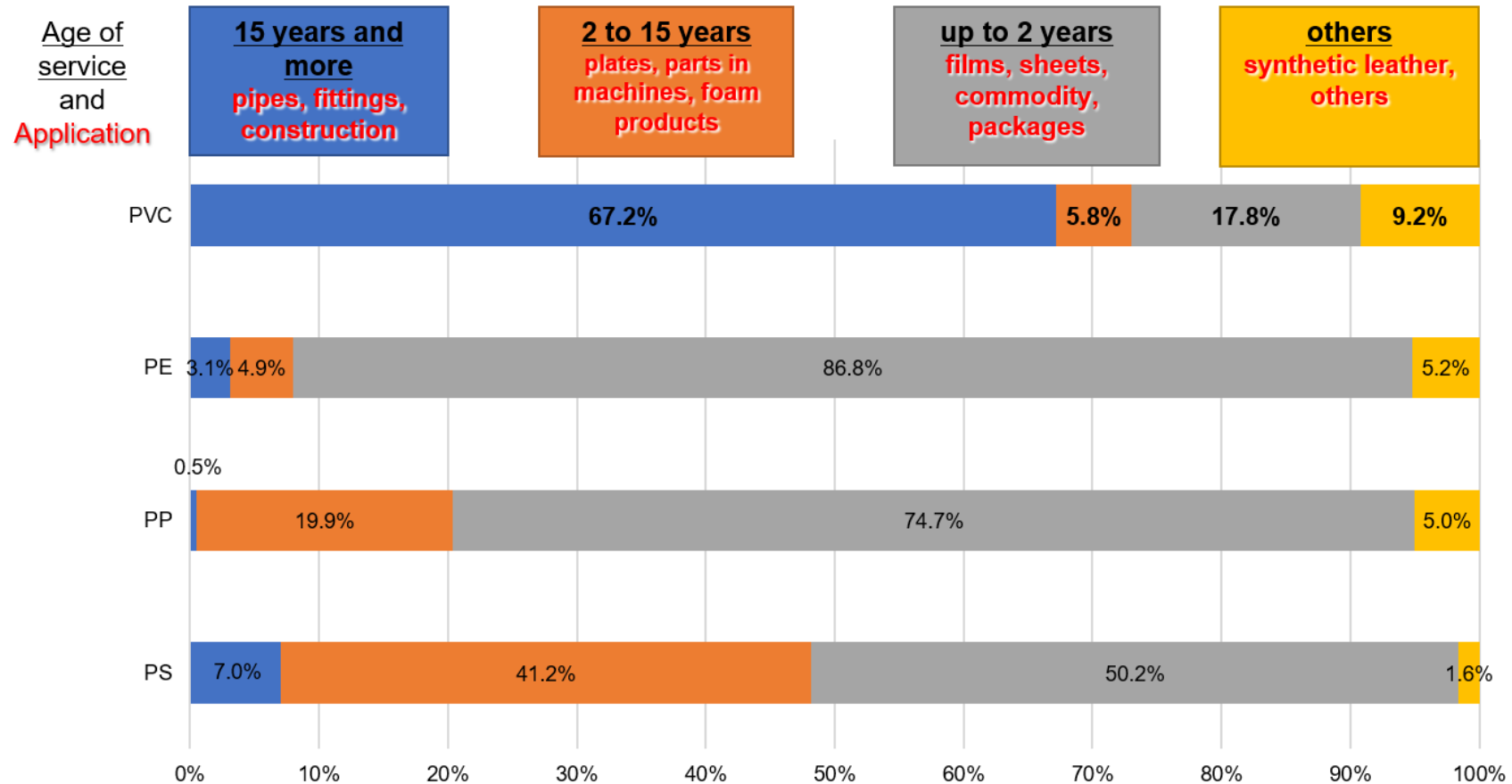
# Fig.1 PVC Market Trend in Japan



Data Source : Vinyl Environmental Council (VEC)

## Fig2. Life Cycle of PVC

Most PVC products are used for 15 years or more!

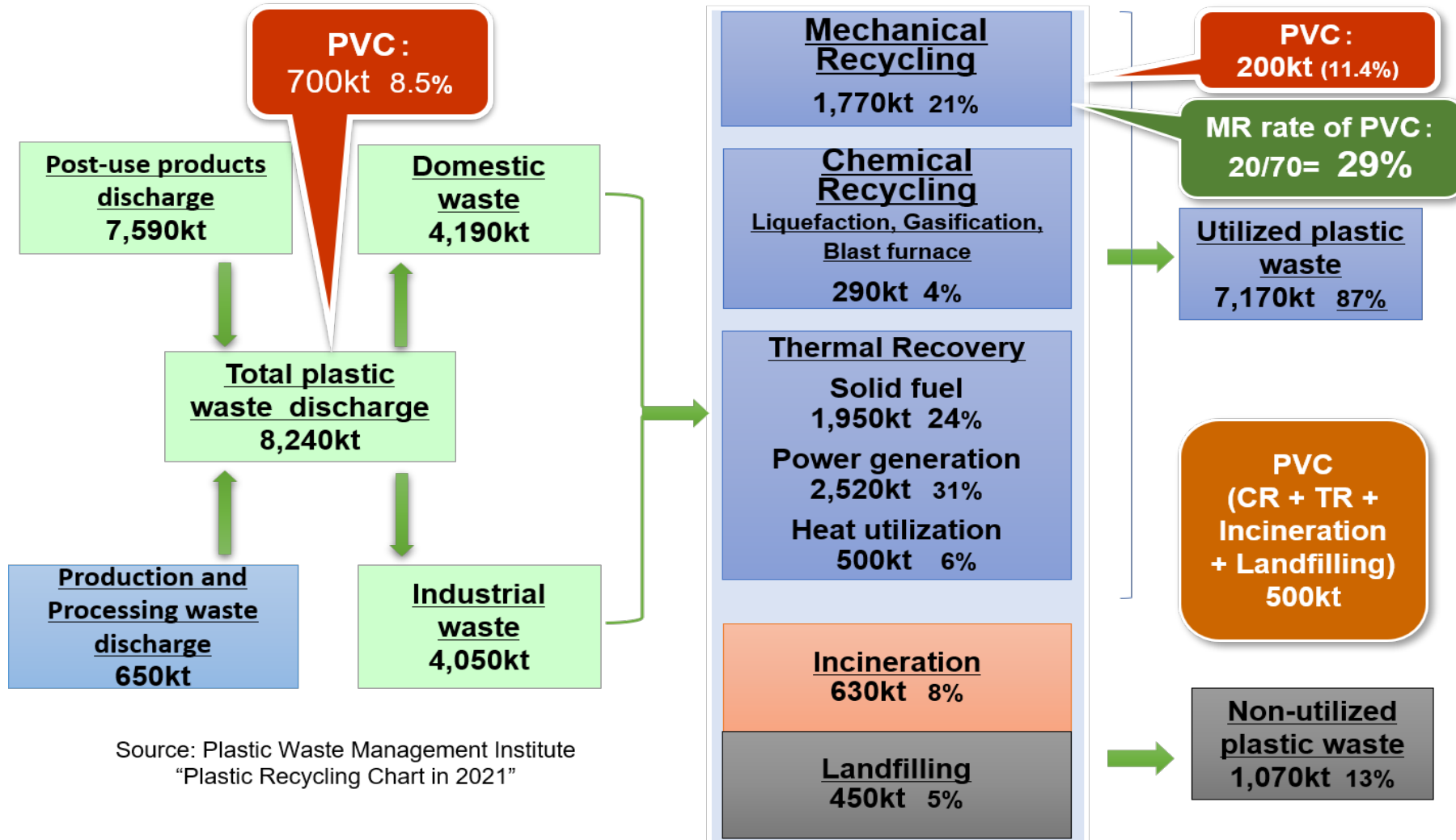


VEC: Prepared with the data (2022) of the Ministry of Economy, Trade and Industry

2023 Vinyl Environmental Council All rights reserved

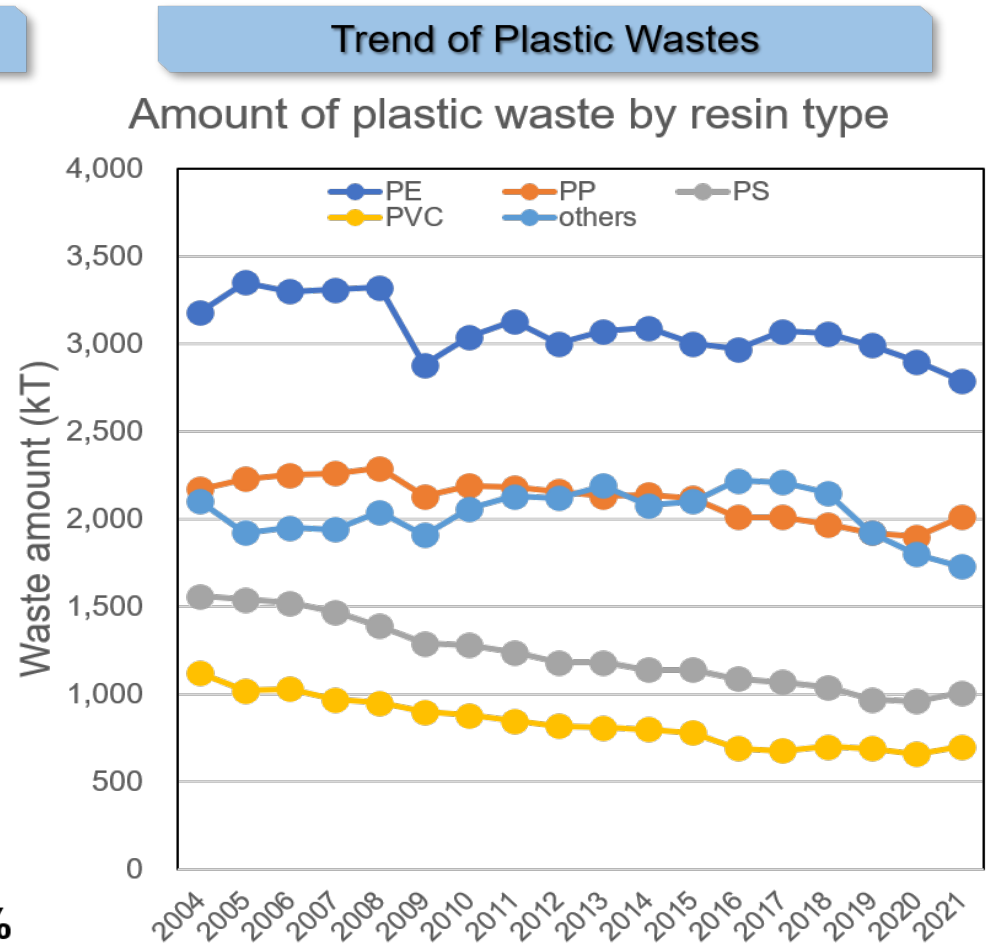
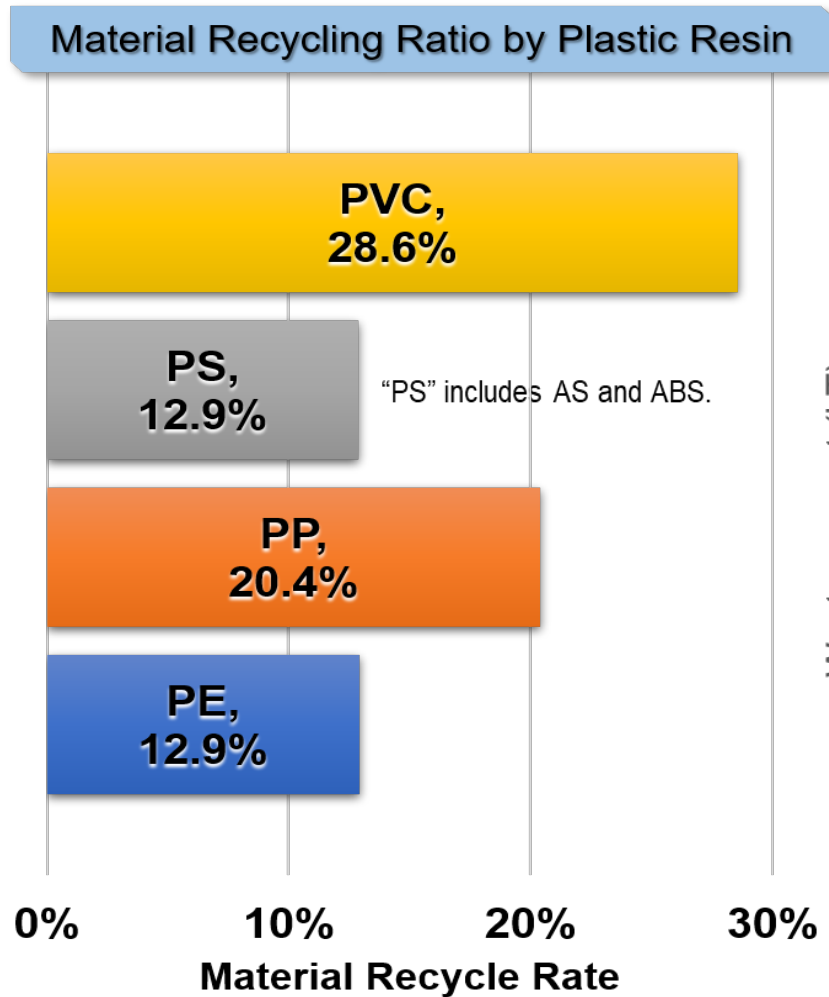
# Fig.3 Recycling in Japan -1

## Plastic Flowchart



Source: Plastic Waste Management Institute  
"Plastic Recycling Chart in 2021"

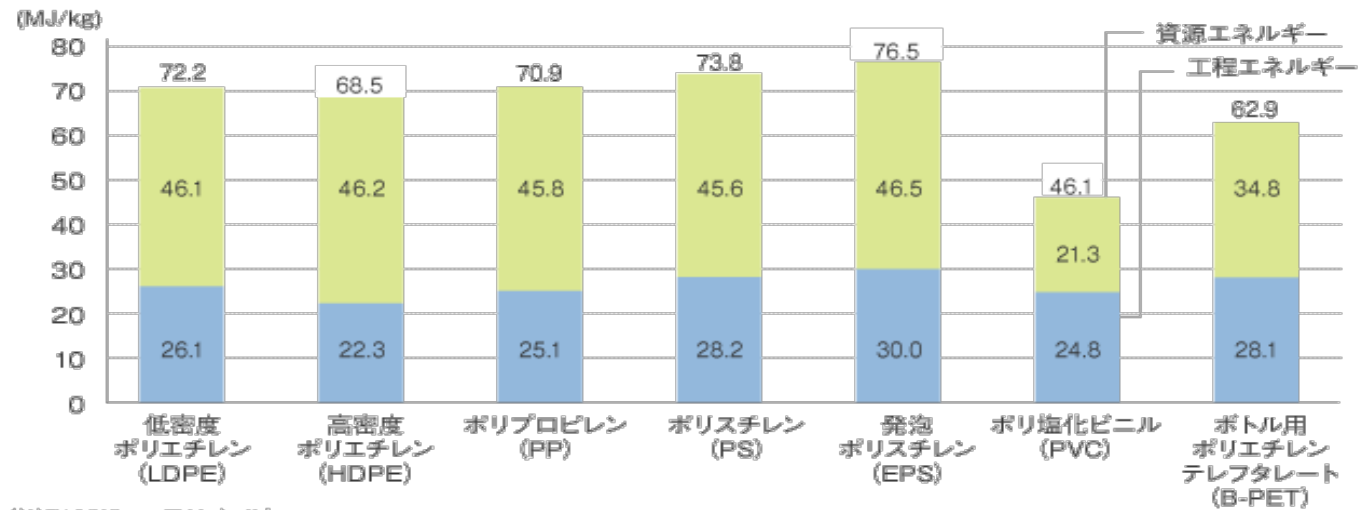
# Fig.4 Recycling in Japan -2



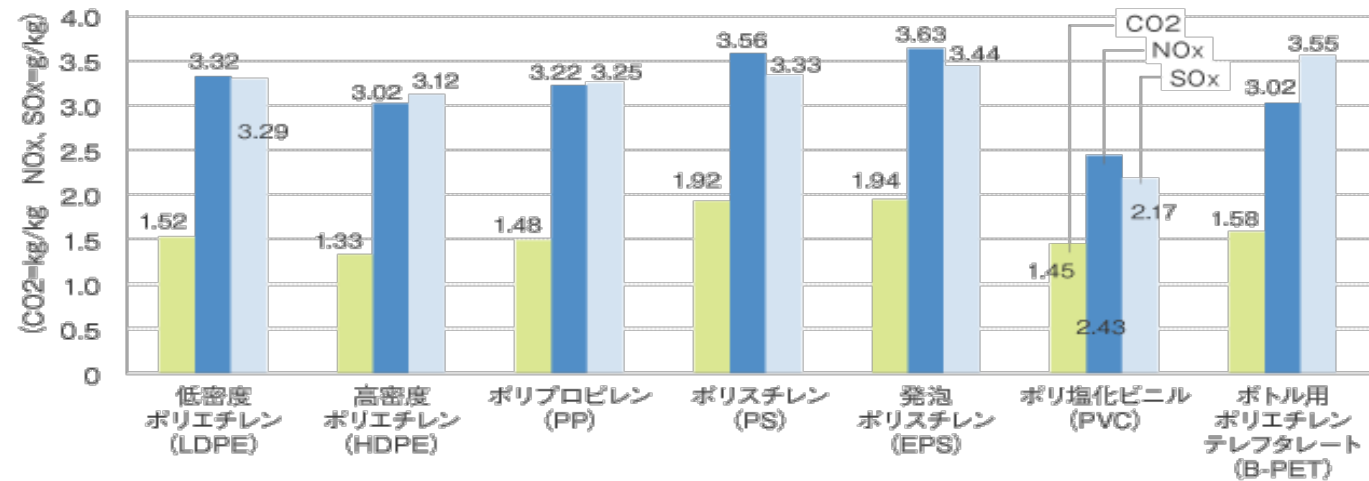
Data Source : Plastic Waste Management Institute  
 "The Current Situation of Production, Discarding, Recycling and Disposal of Plastic Products in 2020", Material Flow Chart

# Fig.5 汎用樹脂製造における LCI データ比較

〈樹脂製造のエネルギー消費量〉



〈樹脂製造の環境負荷〉



出典：(一社)プラスチック循環利用協会「石油化学製品の LCI データ調査報告書」2009.3